

# 第 9 回

## 秋田市農業委員会総会議事録

令和 6 年 9 月 17 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

## 第9回農業委員会総会議事録

- 開催日時 令和6年9月17日（火） 午後2時から午後2時58分まで
- 開催場所 秋田市役所 6-A会議室
- 委員定数 19人
- 出席農業委員 18人

1番	齊藤善彦	2番	佐々木吉秋
3番	鈴木昇	4番	白岩勝
5番	関正美	6番	相場堅一
7番	加藤淳	8番	武藤真作
9番	星容子	11番	三浦宏和
12番	柴田ますみ	13番	佐々木和昭
14番	加賀屋慎一	15番	鎌田悦雄
16番	佐々木繁明	17番	藤田修
18番	佐々木英久	19番	佐藤きよ子
- 欠席農業委員  
10番 伊藤洋文
- 議事日程
  - 議事録署名委員の指名
  - 会期決定
  - 会務報告
  - 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
  - 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
  - 議案第39号 農用地利用集積計画（令和6年度第6号計画）に関する件
  - 議案第40号 非農地証明申請に関する件
  - 議案第41号 令和7年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件
  - 議案第42号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
- 事務局職員

事務局長	佐々木嘉文	参事	熊谷勝
副参事	住谷真人	副参事	稲葉隆
主席主査	山本郷史	主席主査	勝田茂満
主査	幸野善寿	主任	齋藤友毅
主任	佐藤知拡		
- 書記  
主任 齋藤友毅
- 議事録署名委員  
12番 柴田ますみ  
13番 佐々木和昭

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	ただいまから、令和6年第9回農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありましたのでご報告いたします。10番伊藤洋文委員の1名でございます。委員定数19名中、18名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第9回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がございますので、12番柴田ますみ委員と13番佐々木和昭委員をお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時30分までといたします。 それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いします。
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
18番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告2の「令和6年度農地パトロール」について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (勝田主席)	【会務報告2の報告】
議長	次に、会務報告3の「地域計画等検討委員会」について、12番柴田ますみ委員から報告をお願いします。
12番柴田ますみ委員	【会務報告3の報告】
議長	次に、会務報告4の「秋田県都市農業委員会会長会県知事要望書提出」

議 長	について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (佐藤主任)	【会務報告4の報告】
議 長	次に、会務報告5の「一般社団法人秋田県農業会議第101回常設審議委員会」について、私から報告します。
	【会務報告5の報告】
	次に、会務報告6の「令和6年度北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」について、19番佐藤きよ子委員から報告をお願いします。
19番佐藤きよ子委員	【会務報告6の報告】
議 長	次に、会務報告7の「令和6年度地区別市町村農業委員会会長・会長職務代理・事務局長会議」につきまして、私から報告します。
	【会務報告7の報告】
	次に、会務報告8の「秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会」について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局 (佐藤主任)	【会務報告8の報告】
議 長	次に、会務報告9の「令和6年度第3回運営委員会」について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局 (佐藤主任)	【会務報告9の報告】
議 長	次に会務報告10の「農地法第3条の3の規定による届出」から会務報告13の「現況地目照会に係る回答について」まで4件について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局 (住谷副参事)	【会務報告10から13までの報告】
議 長	以上で、会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、次の議案に移ります。 はじめに日程第4、議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を上程します。

議 長	事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (稲葉副参事)	<p>議案書1ページの2件について説明いたします。</p> <p>番号1。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 譲渡人は高齢化により経営縮小を進めており、申請地の近辺に所有農地があり親戚関係にある譲受人に、この度贈与しようとするものです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は機械作業の一部を委託していますが、農業技術は問題ないと考えられます。 農作業常時従事について、譲受人は年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 次に番号2。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 譲受人は秋田市中心部で革製品の工房を運営していますが、郊外への移転を考え、秋田市の空き家バンクの登録物件を購入しようとしたところ、農地が含まれており、当該地を今後も畑として利用することを希望したことから、今回の申請に至ったものです。 なお、譲受人の耕作面積は0平方メートルですが、農地取得を機に農業経営を行うものではなく、新規参入者に対する指導要綱第3条第2項各号に該当しないことから、新規参入審査会の対象外としております。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は畑作業にかかる農業機械を所有しており、農業技術については問題ないと考えられます。 農作業常時従事について、譲受人は権利取得後、年間240日農作業に従事予定であることから、常時従事者として認められます。 これら2件とも、地域との調和要件について、譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われれます。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>はじめに、番号1について、現地を調査した鈴木英弘推進委員より報告を受けた18番佐々木英久委員から報告をお願いします。</p>
18番佐々木英久委員	<p>18番佐々木です。鈴木推進委員から現地を事務局職員と確認したと、当日報告を受けました。親族間の贈与であり、特段問題はないと思いますのでご審議をいただければと思います。</p>
議 長	<p>次に、番号2について、現地を調査した足利俊博推進委員より報告を受けた5番関正美委員から報告をお願いします。</p>
5番関正美委員	<p>5番関です。足利推進委員から報告があり、特別問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>

一 議	同 長	なし。  ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 議	同 長	異議なし。  異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、5件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)		<p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>番号1。譲受人は[ ]ほか1名。譲渡人は[ ]。施設の概要は一般住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。</p> <p>次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画について、譲受人の現在住んでいる家が手狭になったことから、転居して住宅を新築することとしました。用地について、譲受人夫婦それぞれの職場から近いこと、親との同居を見据え病院から近いこと等を条件に探しましたが、条件に見合う場所が申請地以外に無かったことから、この場所を転用しようとするものです。</p> <p>立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農用地区域外。農地区分は第2種農地です。</p> <p>一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は借入金。申請適格等は適合。過去の転用実績は無し。工事着工および完了の期間は、許可日から令和7年2月28日まで。他法令による許認可の処分は、都市計画法第29条第1項許可見込。一体として利用する農地以外の土地は、上北手百崎字[ ]ほか1筆。土地改良区等からの意見書は、改良区管轄外のためなしです。</p> <p>被害防除について、隣接に対する措置は法面保護。排水計画において、汚水および生活雑排水は公共下水道。雨水は市道側溝です。</p> <p>現地は令和6年9月2日に確認しております。</p> <p>続いて番号2。譲受人は[ ]、譲渡人は[ ]。施設の概要は農家住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。</p> <p>次に、農地転用許可申請説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画について、譲渡人の現在住んでいる家が土砂災害警戒区域内にあることから、住宅を移転新築することとしました。用地について、現居住地近くの場所を探したものの、自身が所有する申請地以外に条件に見合う場所がなかったことから、この場所を息子である譲受人に贈与し転用しようとするものです。</p> <p>立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農用地区域外。農地区分は第2種農地です。</p> <p>一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画</p>

事務局  
(勝田主席主査)

は借入金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和6年12月25日まで。土地改良区等からの意見書について、改良区管轄外のためなしです。

被害防除について、隣接に対する措置は防護柵を設ける。排水計画において、汚水および生活雑排水は公共下水道。雨水は市道側溝です。

現地は令和6年9月5日に確認しております。

なお、申請書類の提出前に申請地で建築作業中のところを事務局職員が目撃したため、譲受人に確認したところ作業の着手を認めたことから、申請書類と併せて顛末書を提出しております。

事務局では、譲受人に対し、許可決定前に事業着手したことを嚴重注意し、今後、許可決定まで申請地での建築作業は行わないよう指導しております。

続いて番号3。譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]。施設の概要は農家住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、農地転用許可申請説明資料の5ページおよび6ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。

転用事業計画について、譲受人は申請地のある地区で営農をしていますが、より一層農作業に注力したいと考え、この地区に転居し住宅を新築することとしました。用地について、農地への行き来が容易な場所等を条件に探したものの、条件に見合う場所が申請地以外になかったことから、この場所を選定し転用しようとするものです。

立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農用地区域外。農地区分は第2種農地です。

一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は借入金。申請適格等は適合。過去の転用実績はなし。工事着工および完了の期間は、許可日から令和7年5月20日まで。土地改良区等からの意見書は、改良区管轄外のためなしです。

被害防除において、隣接に対する措置はなし。排水計画において、汚水および生活雑排水は公共下水道。雨水は浸透枳です。

現地は令和6年9月3日に確認しております。

続いて番号4。借受人は[REDACTED]、貸出人は[REDACTED]ほか1名。施設の概要は、資材置場への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、農地転用許可申請説明資料の7ページから8ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。

転用事業計画について、土木建設業を営んでいる借受人は、事業拡大に伴い、現在所有する資材置場だけでは事業に必要な資材の確保が難しいと判断し、新たな資材置場を探すこととしました。用地について、幹線道路に近く車両の出入りが容易な場所を条件に探したものの、条件に見合う用地が申請地以外になかったことから、この場所を選定し転用しようとするものです。

立地基準について、農地位置は市街化調整区域で農用地区域外。農地区分は第3種農地です。

一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。申請適格等は適合。過去の転用実績は無し。工事着工および完了の期間は、許可日から令和6年10月31日まで。土地改良区等からの意見書は、改良区管轄外のためなしです。

被害防除について、隣接に対する措置は防護柵を設ける。排水計画にお

事務局 (勝田主席主査)	<p>いて、汚水および生活雑排水はなし。雨水は自然流下です。  現地は令和6年9月5日に確認しております。  最後に番号5。借受人は[REDACTED]、貸出人は(亡) [REDACTED] 法定相続人 [REDACTED] ほか1名。施設の概要は資材置場への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。  次に、農地転用許可申請説明資料の9ページおよび10ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。  転用事業計画について、借受人は、県が発注する河川災害復旧工事を受注しており、今年5月の総会で現場事務所等に利用する用地を一時転用していますが、今回、同工事で新たな場所を施工するのに伴い資材置場が必要となったことから、施工場所に隣接する申請地を選定し転用しようとするものです。  立地基準について、農地位置は市街化調整区域内。農地区分は農用地区域内農地です。  一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。申請適格等は適合。過去の転用実績はあり。工事着工および完了の期間は、許可日から令和7年3月31日まで。土地改良区等からの意見書は、一時転用のためなしです。  被害防除において、隣接に対する措置は積み上げる資材の高さを加減する。排水計画において汚水および生活雑排水はなし。雨水は自然流下です。  現地は令和6年9月5日に確認しております。  なお、番号1および番号3について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。説明は以上です。</p>
議 長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。  はじめに番号1について、現地を調査した15番鎌田悦雄委員から報告をお願いします。</p>
15番鎌田悦雄委員	<p>15番の鎌田です。現地に事務局職員と一緒に立ち会いました。何ら問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に番号2について、現地を調査した荻原豊推進委員から報告を受けた14番加賀屋慎一委員から報告をお願いします。</p>
14番加賀屋慎一委員	<p>14番加賀屋です。荻原推進委員より報告がありまして、現地の方に私も一緒に確認しましたが、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>次に番号3について、現地を調査した三浦光一推進委員から報告を受けた13番佐々木和昭委員から報告をお願いします。</p>
13番佐々木和昭委員	<p>13番佐々木です。9月4日に三浦推進委員から報告を受けました。その後、私も現地の確認に行きました。特段問題はないと判断しましたので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に番号4と番号5について、それぞれ現地を調査した熊谷裕幸推進委員、荻原豊推進委員から報告を受けた14番加賀屋慎一委員から報告をお願</p>

議	長	いします。
14番加賀屋慎一委員		14番加賀屋です。4番については熊谷推進委員より報告がありまして、私も一緒に現地を確認しましたが、問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いいたします。5番につきましても荻原推進委員より報告があり、現地を私も確認しましたが、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議	長	それでは質疑を行います。 ご質問、ご意見のある方は、お願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は番号1と番号3につきましては、県農業会議への諮問が必要な案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、5件を原案のとおり許可および許可相当とすることにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、5件を原案のとおり許可および許可相当とすることに決定いたします。 次に日程第6、議案第39号、農用地利用集積計画（令和6年度第6号計画）に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (山本主席主査)		利用権設定の13件について説明します。議案書の4ページから15ページをご覧ください。 番号1。借り手は[ ]。貸し手は[ ]。 これを含む合計13件について、土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。 以上、令和6年度第6号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見等のある方はお願いします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に移ります。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。

議	長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第6、議案第39号、農用地利用集積計画（令和6年度第6号計画）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、日程第7、議案第40号、非農地証明申請に関する件、1件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (勝田主席主査)		<p>それでは、議案について説明します。議案書の16ページをご覧ください。番号1。申請人は[REDACTED]。</p> <p>土地の所在は外旭川字[REDACTED]ほか1筆。面積は合計297平方メートル。登記地目および現況地目はともに畑。事由について「昭和39年頃から耕作されておらず山林化している。」です。</p> <p>それでは、非農地証明申請説明資料の1ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。</p> <p>現地は令和6年9月5日に確認しております。</p> <p>番号1は、申請地の状況から『農地法の運用について』の制定について第4の(4)のアに規定される「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」により、農地に該当しないと考えられます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議	長	<p>それでは、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>番号1について、現地調査を行った14番加賀屋慎一委員から報告をお願いします。</p>
14番加賀屋慎一委員		<p>14番加賀屋です。9月5日、私と熊谷推進委員と荻原推進委員、事務局職員と現地を確認しまして、山林化しており、非常に回復が難しく、非農地であることで確認して参りましたので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>非農地証明申請に関する件、1件について、ご質問、ご意見等のあるかたはをお願いします。</p>
一	同	なし。
議	長	<p>ご質問等がないようですので、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することご異議ございませんか。</p>
一	同	異議なし。
議	長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第7、議案第40号、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第8、議案第41号、令和7年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (佐藤主任)		<p>それでは本日お配りした議案書、17ページをご覧ください。</p> <p>8月に令和7年度秋田市農業施策等に対する要望について、農業委員と</p>

事務局 (佐藤主任)	<p>推進委員に対して調査を行ったところ、47名のうち、約半数の21名から回答がありました。</p> <p>集計の結果、得票数の多かった市への要望5項目と、国への要望4項目についてとりまとめた原案を作成し、先ほどの会務報告9のとおり、総会前に開催した運営委員会において協議し、ご承認いただきました。</p> <p>それでは、要望書をご覧ください。</p> <p>はじめに21ページから22ページをご覧ください。</p> <p>まず市への要望についてですが、1「担い手等の確保について」、(1)担い手への経営継承について、(2)新規就農者の確保について、2「令和7年度秋田市単独補助土地改良事業の推進について」、3「有害鳥獣対策の強化について」、(1)有害鳥獣対策への支援について、(2)鳥獣捕獲従事者への支援についての5項目となっております。</p> <p>続いて23ページから24ページをご覧ください。</p> <p>国への要望事項ですが、1「農業生産資材等高騰への対策について」、2「農業を担う者の位置づけと経営支援について」、3「スマート農業の推進について」、4「農業経営の法人化支援について」の4項目です。</p> <p>要望内容については、それぞれ記載のとおりです。</p> <p>なお、要望書の提出に際し、関係各所等の最終確認の段階で、事務局において微調整の可能性があることを申し添えます。</p> <p>また、市長への要望書提出につきましては、現在日程を調整しておりますが、10月上旬から中旬に市長へ提出する予定としております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは質疑を行います。</p> <p>令和7年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件について、ご質問、ご意見等のある方はお願いします。</p>
一 同	なし。
議 長	<p>質問がないようですので、令和7年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件を原案の通り決定することにご異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議 長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第8、議案第41号、令和7年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件を原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第9、議案第42号、秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (佐藤主任)	<p>それでは、本日お配りした議案書をご覧ください。日程第9、議案第42号、「秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件」について、ご説明します。</p> <p>日程第3の会務報告でご説明したとおり、9月10日に開催した選考委員会において、1名の推進委員候補者を選考しましたので、農業委員会等に関する法律第17条の規定により農業委員会の決定を求めるものです。</p> <p>今回候補者となりましたのは、第2区域担当下北手通沢の阿部政志さんです。以上、1件について、ご審議くださるようお願いいたします。</p>

事務局 (佐藤主任)	説明は以上です。
議長	<p>それでは質疑を行います。</p> <p>秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件について、ご質問、ご意見等のある方はお願いします。</p>
一同	なし。
議長	<p>質問がないようですので、秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一同	異議なし。
議長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第9、議案第42号、秋田市農地利用最適化推進委員の選定に関する件を原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時58分終了)</p>